

青森県報

号外第八十一号

平成二十一年
十二月一日
(火曜日)

目 次

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

告 示

青森県告示第七百六十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十一年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川〓笹内川	水源かん養保安林	一、四二二・七二
岩木川下流	"	五二二・六八
岩木川上流	"	一、〇一九・五九
平川	"	五三三・九五

浅瀬石川	"	六七七・六一
今別川〓蟹田川	"	一、〇二三・〇四
青森地区	"	八一九・三〇
下北東部	"	一、二六八・六一
下北西部	"	九四六・九四
上北地区	"	一五六・八八
七戸川	"	五六一・三六
奥入瀬川	"	六二〇・三〇
馬淵川下流	"	八一九・五六
新井田川	"	一四九・八三
中村川〓笹内川	土砂流出防備保安林	一七五・二三
岩木川下流	"	二九七・九四
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川〓蟹田川	"	一八・五六
青森地区	"	一五九・二八

上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二三	二三・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九一・六一	九四・八三	一・一四	七九・六〇	二三・四四	一四九・四六

北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市
干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃
二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・二八	一五・九六	一二五・四〇	二・八四	三・五六	二・六一

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八六・四八	一五五・六二	八・六四	九・三二	三・八四	二六・〇五	三・二六	二・五三	二・八〇	〇・三八	一九・一〇	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭